第64回社会保障審議会生活保護基準部会 令和８年11月17日	資料１

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

生活扶助基準の水準の検証について

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

これまでの生活保護基準部会における主な意見

【固定的経費割合について】

○　固定的経費・変動的経費の分類結果について、手法１（消費支出ベース）であっても手法２（生活扶助相当支出ベース）であっても、さらに令和４年検証の結果と比較しても、ほとんどの品目は同じ分類になっている。財・サービスの性質そのものは大きく変化するものではないため、固定的経費か変動的経費かという品目分類自体について大きな問題は見当たらない。

○　固定的経費割合は、前回検証時の固定的経費割合と今回の固定的経費割合を比較し、低所得世帯の生活が苦しくなったかどうかを見るために利用される指標。教育費といった制度変更の影響を受けやすい費目を除いた生活扶助相当支出を分母とした手法２の方が、前回との比較として適切ではないか。

○　令和元年の全国家計構造調査のデータによる固定的経費割合について、手法２による数値も計算し、令和６年の全国家計構造調査による結果と比較できる資料を示して欲しい。

１．生活扶助基準本体（第１類・第２類）の検証
（１）水準（高さ）の検証

今回検証の方針（案）

○　生活扶助基準の水準（高さ）の検証については、前回検証に引き続き、夫婦子１人世帯（勤労者世帯）をモデル世帯として、低所得世帯の消費実態と生活扶助基準の比較による検証を行う。

○　比較検証に当たって消費実態を参照する所得階層については、年収階級第１・十分位を基本としつつ、年収階級第１・十分位が比較対象として適当かどうかについては、前回検証で確認した指標などにより、確認を行う。

○　生活扶助基準の水準（高さ）の検証に当たって、モデル世帯である夫婦子１人（勤労者世帯）における生活扶助相当支出以外の支出も含めた消費支出全体の費目別内訳についても確認を行う。

○　世帯構成別の低所得世帯における生活扶助相当の消費水準を中位所得層対比で確認する。その際、世帯構成別の低所得世帯における生活扶助相当支出のデータのバラツキ具合がどの程度かについても併せて確認する。

＜使用予定データ＞
全国家計構造調査（令和元年、令和６年）

１．生活扶助基準本体（第１類・第２類）の検証（１）水準（高さ）の検証

（１）生活扶助基準額と一般低所得世帯（夫婦子１人世帯 年収階級第１・十分位）の消費水準の比較のイメージ（１／２）

＜確認事項＞

① 夫婦子１人世帯の定義は、令和４年検証と同様とする。

② 生活保護を受給していると推察される世帯は、令和４年検証と同様の方法により除外する。

令和４年検証の取扱い

①夫婦子１人世帯の定義

夫婦子１人世帯は、平成 29 年検証時と同様に、勤労者世帯であって、親の年齢が 65 歳未満、子の年齢が 18 歳以下（18 歳は高校生に限る）の世帯とした。

特に、2019 年全国家計構造調査による集計では、上記に該当する世帯（サンプル 2,190 世帯）のうち、生活保護を受給していると推察される世帯（5 世帯）を除く世帯（2,185 世帯）を対象とした。

※ 平成 29 年検証時の考え方に倣い、標本規模を一定程度確保する観点から、年齢区分は広く設定することとし、また、データの均質化を図る観点から、就労世帯に限定することとし、さらに、自営業世帯の場合は、一般的に、年間収入を正確に捕捉することが困難との指摘があることを踏まえ、自営業世帯は除いた「勤労者世帯」に限定して集計を行うこととした。

②生活保護を受給していると推察される世帯

平成 29 年検証時と同様に、下記のすべてを満たす世帯は、生活保護を受給していると推察されるものとした。

- 支出項目「ＮＨＫ放送受信料」、「医科診療代」、「歯科診療代」、「個人住民税」、「土地家屋借金返済」がいずれも「０」
- 「住宅ローン残高」なし
- 収入項目「他の社会保障給付」の計上がされている
  （ただし、児童手当受給対象世帯は、当該世帯が受給されると見込まれる児童手当以上の額が計上されている場合に限る）

※ 令和元年全国家計構造調査によるサンプル 41,807 世帯のうち、生活保護を受給していると推察される世帯は 383 世帯であった。

１．生活扶助基準本体（第１類・第２類）の検証（１）水準（高さ）の検証

第58回社会保障審議会生活保護基準部会
令和８年6月30日
（一部黒字に変更）
資料１

（１）生活扶助基準額と一般低所得世帯（夫婦子１人世帯 年収階級第１・十分位）の消費水準の比較のイメージ（２／２）

＜確認事項＞
① 外れ値については、特段の処理を行わないことを基本としつつ、外れ値の有無やその影響を念のため確認する。

令和４年検証の比較結果

①生活扶助基準額（円／月）	137,790
②生活扶助相当支出（円／月）	140,514
［標準誤差］	[4,572]
年収階級第３・五分位対比	71.1%
②／①	1.020

※ 生活扶助基準額は、夫婦子１人世帯（年収階級第１・十分位）に該当する世帯の年齢構成や所在地域に応じた額の平均値であり、児童養育加算等の各種加算を含まない。

令和４年検証の取扱い

外れ値の確認
生活扶助相当支出の対数について、平均＋３σ（σ：標準偏差）を超えるサンプルを確認した結果、該当するサンプルは観測されなかった。

１．生活扶助基準本体（第１類・第２類）の検証（１）水準（高さ）の検証

第58回社会保障審議会生活保護基準部会
令和８年6月30日
(一部黒字に変更)
資料１

（２）モデル世帯となる夫婦子１人世帯（年収階級第１・十分位）における消費支出全体の費目別内訳の確認イメージ

＜確認事項＞

① 夫婦子１人世帯（年収階級第１・十分位）における令和元年から令和６年にかけて消費の変化の状況を把握するため、消費支出全体や生活扶助相当支出全体の変化の費目別寄与度を見る。

② 内訳としてみる費目は、以下の表のとおり。

《夫婦子１人世帯（年収階級第１・十分位）の消費水準の変化及び費目別寄与度》

	令和元年調査（円）	令和６年調査（円）	寄与度分解（%）
消費支出			
食料			
調理食品			
外食			
住居			
光熱・水道			
家具・家事用品			
被服及び履物			
保健医療			
交通			
自動車等関係費			
通信			
教育			
教養娯楽			
その他の消費支出			

	令和元年調査（円）	令和６年調査（円）	寄与度分解（%）
生活扶助相当支出			
食料			
調理食品			
外食			
住居			
光熱・水道			
家具・家事用品			
被服及び履物			
保健医療			
交通			
自動車等関係費			
通信			
教育			
教養娯楽			
その他の消費支出			

資料　全国家計構造調査特別集計

１．生活扶助基準本体（第１類・第２類）の検証（１）水準（高さ）の検証

（３）年収階級第１・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標（１／３）

＜確認事項＞

①　年収階級第１・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標としては、令和４年検証で確認した指標を基本として以下の指標を確認する。

〇中位所得層に対する消費水準の比率

夫婦子１人世帯における「年収階級第１・十分位の平均消費支出額」÷「年収階級第３・五分位の平均消費支出額」により算出。
中位所得層の消費実態を基準として、低所得層の消費実態が相対的に減少（格差が拡大）していないかを確認する。

〇固定的経費割合

固定的経費　÷　消費支出額　により算出（固定的経費の判定方法は次ページ参照）。
食費や光熱水費などに代表される固定的経費の支出割合については、エンゲル係数（食費の支出割合）と同様の側面を持つものとして、低いほど厚生水準が良い状態を示すとも考えられることから、その変化の状況を確認する。

〇年間可処分所得の中央値に対する比率

夫婦子１人世帯における年間可処分所得の中央値に対する年収階級第１・十分位の年間可処分所得の平均の比率。
年間可処分所得の中央値を基準として、年収階級第１・十分位の年間可処分所得が相対的に減少して（貧困の度合いが高くなって）いないかを確認する。

（下記の事項は、その変化が直接的に評価に結びつくものではないが、大きな変化がないかを確認。）

〇世帯属性

世帯の基本的な状況として、配偶者の就業状態、子供の就学状態、貯蓄・負債の状況

〇所得額・貯蓄額の分布

所得額・貯蓄額の分布を確認する

〇社会的必需項目等の不足状況

夫婦子1人世帯の年収階級第１・十分位における社会的必需項目の不足状況、耐久消費財の保有状況
※　社会的必需項目等については、別途精査

固定的経費の算出方法について

第60回社会保障審議会生活保護基準部会
令和８年８月25日
（一部黒字に変更）
資料３

作業内容

○　本部会において、「固定的経費割合を算出する計算式において、分母が消費支出全体となっているが、教育費のように公的制度の変更の影響を受けることもあるため、生活扶助相当支出額にするべきではないか。」との意見があった。

○　そのため、以下の２つの手法に基づき、各支出項目について固定的経費・変動的経費の判定を行う。

《固定的経費・変動的経費の定義》

○　消費支出（または生活扶助相当支出）が１％増加するとき、当該支出項目の増加率が１％未満の支出項目を「固定的経費」、１％以上の費目を「変動的経費」と定義する。

《固定的経費の算出方法》

○　品目分類による小分類の各支出項目（※）について、令和６年全国家計構造調査による個別世帯データを用いて、次式による回帰分析を実施。

※　令和６年全国家計構造調査の集計項目が中分類以上に限られる部分については、中分類の支出項目を用いる。

手法①（令和４年検証と同様）	手法②
$C_i / Y = const_i + \gamma_i * \ln(\hat{Y})$ C_i：第i支出項目の消費額 Y：消費支出額 $\hat{Y}$：次の回帰式による消費支出額の理論値 $Y = a + b * Z$　（Z：世帯年収）	$C_i / X = const_i + \gamma_i * \ln(\hat{X})$ C_i：第i支出項目の消費額 X：生活扶助相当支出額 $\hat{X}$：次の回帰式による生活扶助相当支出の理論値 $X = a + b * Z$　（Z：世帯年収）

※　対象範囲は夫婦子１人世帯（生活保護を受給していると推察される世帯を除く）。
※　回帰分析にあたっては、令和６年全国家計構造調査の集計用乗率により重み付けを行う。

○　各支出項目 C_i について、
- 係数 γ_i が有意（水準５％）で、０を下回る場合、固定的経費に、
- 係数 γ_i が有意（水準５％）で、０を上回る場合、変動的経費にそれぞれ分類する。

各手法による判定結果

○　手法①について令和４年検証の判定結果と比較すると、固定的経費であった「家賃地代」、「保健医療用品・器具」、「たばこ」が除外され、有意ではなかった「学校給食」、「医薬品」が固定的経費として追加された。なお、「変動的経費」と「固定的経費」が逆転する品目は見られなかった。

○　また、手法①と手法②を比較すると、手法②では「調理食品」が固定的経費として追加され、「身の回り用品」が変動的経費から除外される結果となった。

※　その他、手法②では、生活扶助相当支出に該当しない品目のうち、「学校給食」及び「自動車等維持」が固定的経費から、「教科書・学習参考教材」が変動的経費からそれぞれ除外された。

固定的経費の判定結果

品目分類			支出世帯	手法①	手法②	[R4検証]
食料	穀類		95%	固定	固定	固定
	魚介類		99%	-	-	-
	肉類		99%	固定	固定	固定
	乳卵類		91%	固定	固定	固定
	野菜・海藻		100%	固定	固定	固定
	果物		96%	-	-	-
	油脂・調味料		99%	固定	固定	固定
	菓子類		97%	固定	固定	固定
	調理食品		100%	-	固定	-
	飲料		96%	固定	固定	固定
	酒類		67%	-	-	-
	外食	一般外食	95%	変動	変動	変動
		学校給食	26%	固定	*	-
	賄い費		0%	-	-	-
住居	家賃地代		33%	-	*	固定
	設備修繕・維持	設備材料	23%	-	-	-
		工事その他のサービス	7%	-	*	-
光熱・水道	電気代		97%	固定	固定	固定
	ガス代		69%	固定	固定	固定
	他の光熱		13%	固定	固定	固定
	上下水道料		87%	固定	固定	固定

品目分類			支出世帯	手法①	手法②	[R4検証]
家具・家事用品	家庭用耐久財	家事用耐久財	10%	-	-	-
		冷暖房用器具	6%	-	-	-
		一般家具	7%	-	-	-
	室内装備・装飾品		26%	-	-	-
	寝具類		22%	-	-	-
	家事雑貨		94%	-	-	-
	家事用消耗品		96%	固定	固定	固定
	家事サービス		32%	-	-	-
被服及び履物	和服		1%	-	-	-
	洋服		79%	変動	変動	変動
	シャツ・セーター類		55%	-	-	変動
	下着類		49%	-	-	-
	生地・糸類		13%	-	-	-
	他の被服		66%	-	-	-
	履物類		47%	-	-	変動
	被服関連サービス		20%	変動	変動	変動
保健医療	医薬品		77%	固定	固定	-
	健康保持用摂取品		22%	-	-	-
	保健医療用品・器具		90%	-	-	固定
	保健医療サービス		73%	-	-	-

品目分類			支出世帯	手法①	手法②	[R4検証]
交通・通信	交通		51%	変動	変動	変動
	自動車等関係費	自動車等購入	1%	-	*	-
		自転車購入	1%	-	-	-
		自動車等維持	86%	固定	*	固定
	通信		95%	固定	固定	固定
教育	授業料等		44%	-	*	変動
	教科書・学習参考教材		8%	変動	*	-
	補習教育		14%	変動	変動	変動
教養娯楽	教養娯楽用耐久財		17%	-	-	変動
	教養娯楽用品		93%	-	-	-
	書籍・他の印刷物		57%	変動	変動	変動
	教養娯楽サービス	宿泊料	12%	変動	変動	-
		パック旅行費	6%	変動	変動	-
		月謝類	25%	変動	変動	変動
		他の教養娯楽サービス	91%	-	-	-
その他の消費支出	諸雑費	理美容サービス	55%	変動	変動	変動
		理美容用品	92%	-	-	-
		身の回り用品	61%	変動	-	-
		たばこ	20%	-	-	固定
		他の諸雑費	80%	-	-	-
	こづかい（使途不明）		17%	固定	固定	固定
	交際費	贈与金	25%	-	-	-
		他の交際費	48%	変動	変動	変動
	仕送り金		7%	変動	変動	変動

※１　「-」は判定不可の品目、手法②の「＊」は、生活扶助相当支出から除外されている品目を表す。

※２ 品目分類（小分類）による結果は、2024年全国家計構造調査の集計項目が中分類以上に限られる部分については、中分類の支出項目での判定結果。

※３ 支出世帯の欄は、夫婦子１人世帯（生活保護を受給していると推察される世帯を除く）のうち、当該支出項目について１円以上支出がある世帯の割合。20%未満のものを網掛けで表示している。

※４ 令和６年全国家計構造調査の夫婦子１人世帯の全年収階級において、消費支出は302,986円、生活扶助相当支出は223,554円となっている。

１．生活扶助基準本体（第１類・第２類）の検証
（１）水準（高さ）の検証

（５）世帯構成別の低所得世帯における消費水準の中位所得対比の確認イメージ

＜確認事項＞

① 世帯構成別の低所得世帯における消費水準の中位所得対比については、令和４年検証の確認を踏襲することを基本としつつ、世帯構成別の低所得世帯における消費データのバラツキ具合を見るため、変動係数（標準偏差÷平均値）を確認する。

令和４年検証の確認結果

世帯構成別の低所得世帯における生活扶助相当の消費水準（中位所得対比）

		低所得世帯の消費水準の中位所得対比	展開後の消費水準の中位所得対比
夫婦子１人世帯（勤労者）	年収階級	71%	71%
高齢夫婦世帯（65歳以上）	貯蓄加味年収階級	62%	61%
	年収階級	64%	60%
高齢単身世帯（65歳以上）	貯蓄加味年収階級	60%	60%
	年収階級	63%	62%
高齢夫婦世帯（75歳以上）	貯蓄加味年収階級	60%	56%
	年収階級	65%	58%
高齢単身世帯（75歳以上）	貯蓄加味年収階級	65%	54%
	年収階級	65%	55%
単身世帯（65歳未満 勤労者）	年収階級	71%	65%

※ 各世帯構成における低所得世帯の消費水準は、令和元年全国家計構造調査の特別集計により、生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち、各世帯構成における年収階級第1・十分位の生活扶助相当支出額。

※ 各世帯構成の展開後の消費水準は、令和4年検証の方法により算出した消費較差指数に基づく。

※ 中位所得対比は、令和元年全国家計構造調査の特別集計により、生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち、各世帯構成における年収階級第3・五分位の生活扶助相当支出額に対する率。

※ 貯蓄加味年収階級については、貯蓄を考慮した年間収入（年間収入＋（資産－負債）／平均余命）により設定。

資料　全国家計構造調査特別集計

夫婦子１人世帯の消費水準の変化及び費目別寄与度

夫婦子１人世帯（年収階級第１・十分位）における消費支出全体の費目別内訳の確認結果

○　全国家計構造調査の結果を品目別にみると、生活扶助相当支出は令和元年調査と比較して15.3%上昇しており、そのうち「食料」の寄与が12.2%を占めている。一方、消費支出は1.5%減少しており、主に「自動車等関係費」の減少が寄与している。

《夫婦子１人世帯（年収階級第１・十分位）の消費水準の変化及び費目別寄与度》

	令和元年調査	令和６年調査	寄与度分解
消費支出	217,863円	214,545円	-1.5%
食料	51,330円	68,471円	7.9%
調理食品	6,964円	11,066円	1.9%
外食	9,410円	11,583円	1.0%
住居	28,597円	26,428円	-1.0%
光熱・水道	17,363円	19,722円	1.1%
家具・家事用品	6,532円	9,481円	1.4%
被服及び履物	7,045円	7,662円	0.3%
保健医療	9,733円	8,336円	-0.6%
交通・通信	47,270円	27,623円	-9.0%
交通	4,001円	2,257円	-0.8%
自動車等関係費	27,279円	13,660円	-6.3%
通信	15,990円	11,706円	-2.0%
教育	11,673円	5,403円	-2.9%
教養娯楽	13,471円	15,893円	1.1%
その他の消費支出	24,848円	25,527円	0.3%

	令和元年調査	令和６年調査	寄与度分解
生活扶助相当支出	140,514円	161,998円	15.3%
食料	50,370円	67,485円	12.2%
調理食品	6,964円	11,066円	2.9%
外食	8,451円	10,597円	1.5%
住居	659円	134円	-0.4%
光熱・水道	17,363円	19,722円	1.7%
家具・家事用品	6,532円	9,481円	2.1%
被服及び履物	7,045円	7,662円	0.4%
保健医療	4,785円	5,113円	0.2%
交通・通信	17,230円	13,477円	-2.7%
交通	1,206円	1,687円	0.3%
自動車等関係費	34円	84円	0.0%
通信	15,990円	11,706円	-3.0%
教育	1,407円	963円	-0.3%
教養娯楽	12,134円	15,446円	2.4%
その他の消費支出	22,989円	22,515円	-0.3%

※ 総務省「全国家計構造調査」（令和６年、令和元年）による特別集計。
※ 夫婦子１人世帯は、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下（18歳は高校生に限る）である勤労者世帯のうち、生活保護を受給していると推察される世帯を除いたもの。

（参考）夫婦子１人世帯（中位所得層）の消費水準の変化及び費目別寄与度

夫婦子１人世帯（年収階級第３・五分位）における消費支出全体の費目別内訳の確認結果

○　全国家計構造調査の結果を品目別にみると、生活扶助相当支出は令和元年調査と比較して14.0%上昇しており、そのうち「食料」の寄与が8.4%を占めている。また、消費支出においても14.0%増加しており、生活扶助相当支出と同様に主に「食料」の増加が寄与している。

《夫婦子１人世帯（年収階級第３・五分位）の消費水準の変化及び費目別寄与度》

	令和元年調査	令和６年調査	寄与度分解
消費支出	257,715円	293,706円	14.0%
食料	67,904円	84,284円	6.4%
調理食品	9,368円	13,503円	1.6%
外食	14,391円	18,612円	1.6%
住居	22,951円	23,408円	0.2%
光熱・水道	17,746円	21,022円	1.3%
家具・家事用品	8,678円	15,349円	2.6%
被服及び履物	13,072円	13,576円	0.2%
保健医療	10,635円	16,005円	2.1%
交通・通信	36,191円	38,252円	0.8%
交通	5,307円	6,045円	0.3%
自動車等関係費	16,027円	19,843円	1.5%
通信	14,857円	12,364円	-1.0%
教育	10,815円	10,683円	-0.1%
教養娯楽	26,440円	30,500円	1.6%
その他の消費支出	43,284円	40,627円	-1.0%

	令和元年調査	令和６年調査	寄与度分解
生活扶助相当支出	197,504円	225,246円	14.0%
食料	66,694円	83,343円	8.4%
調理食品	9,368円	13,503円	2.1%
外食	13,181円	17,670円	2.3%
住居	142円	389円	0.1%
光熱・水道	17,746円	21,022円	1.7%
家具・家事用品	8,678円	15,349円	3.4%
被服及び履物	13,072円	13,576円	0.3%
保健医療	6,463円	7,064円	0.3%
交通・通信	17,452円	14,912円	-1.3%
交通	2,401円	2,320円	0.0%
自動車等関係費	194円	228円	0.0%
通信	14,857円	12,364円	-1.3%
教育	2,792円	3,178円	0.2%
教養娯楽	25,286円	29,560円	2.2%
その他の消費支出	39,179円	36,853円	-1.2%

※ 総務省「全国家計構造調査」（令和６年、令和元年）による特別集計。
※ 夫婦子１人世帯は、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下（18歳は高校生に限る）である勤労者世帯のうち、生活保護を受給していると推察される世帯を除いたもの。

年収階級第１・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標

年収階級第１・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標

○　今回検証における対象世帯は、前回検証の対象世帯と比較して、消費支出額が1.5%低く、その年収階級第３・五分位対比では11.5%pt低い一方、年間可処分所得は18.1%高く、貯蓄現在高や持ち家率も高い。なお、夫婦の平均年齢が高く、配偶者の就業率が上昇するとともに、未就学児の割合が低下している。

○　固定的経費割合は、消費支出を用いて算出する場合は1.3%pt上昇する一方で、生活扶助相当支出を用いて算出する場合では2.2%pt減少している。

《各指標の集計結果（夫婦子１人世帯　年収階級第１・十分位）》

		今回検証対象世帯	前回検証対象世帯	増減	（参考）前々回検証対象世帯
消費支出額の平均（円）		214,545	217,863	▲ 1.5%	202,240
年収階級第３・五分位対比		73.0%	84.5%	▲ 11.5%pt	72.0%
固定的経費割合（手法①消費支出による検証）		42.7%	41.4%	+1.3%pt	－
固定的経費割合（手法②生活扶助相当支出による検証）		54.4%	56.6%	▲ 2.2%pt	－
年間可処分所得の平均（万円）		334	283	+18.1%	251
夫婦子1人世帯の中央値対比		53.1%	51.3%	+1.8%pt	49.8%
（参考）夫婦子1人世帯の中央値（万円）		629	551	+14.1%	504
夫婦の平均年齢		39.9	36.7	+3.2	35.3
配偶者の就業率		46.1%	37.9%	+8.2%pt	31.2%
子の就学状況	未就学	54.5%	70.1%	▲ 15.6%pt	72.7%
	小学生	23.1%	12.4%	+10.6%pt	11.8%
	中学生	11.1%	7.3%	+3.8%pt	6.0%
	高校生	11.3%	10.2%	+1.1%pt	9.1%
	その他	0.0%	0.0%	+0.0%pt	0.3%
貯蓄現在高（万円）		510	337	+51.5%	271
負債現在高（万円）		594	522	+13.8%	276
住宅・土地購入のための借入金		555	456	+21.7%	248
持ち家率		55.0%	44.6%	+10.5%pt	33.6%

※１　総務省「全国家計構造調査」（令和６年、令和元年）による特別集計。夫婦子１人世帯は、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下（18歳は高校生に限る）である勤労者世帯のうち、生活保護を受給していると推察される世帯を除いたもの。
※２　固定的経費割合は、令和６年全国家計構造調査により判定した固定的経費について算出したものであり、前回検証対象世帯についても同様に算出 。
※３　年間可処分所得の中央値は、夫婦子１人世帯の全年収階級における中央値。
※４　子の就学状況における「その他」は、15歳以上で中学校・高等学校のいずれにも在学しないもの。

年収階級第１・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標

年収階級第１・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標（所得額・貯蓄額の分布）

○　所得額と貯蓄額の分布をみると、今回検証の対象世帯は前回検証の対象世帯に比べて、年間可処分所得及び貯蓄現在高が高い層の割合が増加している。

《所得額・貯蓄額の分布（夫婦子１人世帯　年収階級第１・十分位）》

	年間可処分所得	貯蓄現在高						
		計	150万円未満	150万円以上 200万円未満	200万円以上 250万円未満	250万円以上 300万円未満	300万円以上 350万円未満	350万円以上
今回検証対象世帯	年間可処分所得階級計	100.0%	40.5%	6.3%	5.8%	2.8%	3.4%	41.2%
	150万円未満	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	150万円以上　200万円未満	4.1%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%
	200万円以上　250万円未満	5.2%	3.1%	0.3%	0.2%	0.0%	0.4%	1.3%
	250万円以上　300万円未満	13.4%	7.9%	0.0%	1.0%	0.4%	0.0%	4.1%
	300万円以上　350万円未満	28.5%	11.2%	1.2%	0.7%	1.5%	0.5%	13.4%
	350万円以上	48.4%	16.2%	4.8%	3.9%	0.9%	2.5%	20.1%
前回検証対象世帯	年間可処分所得階級計	100.0%	48.8%	10.0%	3.3%	3.3%	4.6%	30.0%
	150万円未満	2.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	150万円以上　200万円未満	4.6%	3.2%	0.0%	0.2%	0.0%	0.4%	0.8%
	200万円以上　250万円未満	14.1%	7.3%	0.7%	0.5%	1.5%	1.6%	2.5%
	250万円以上　300万円未満	31.8%	18.2%	4.7%	0.5%	1.0%	0.0%	7.4%
	300万円以上　350万円未満	47.0%	17.9%	4.5%	2.0%	0.8%	2.6%	19.1%
	350万円以上	0.5%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%

※ 総務省「全国家計構造調査」（令和６年、令和元年）による特別集計。夫婦子１人世帯は、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下（18歳は高校生に限る）である勤労者世帯のうち、生活保護を受給していると推察される世帯を除いたもの。

年収階級第１・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標

年収階級第１・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標（社会的必需項目の不足割合）

○　夫婦子１人世帯における社会的必需項目の不足状況について「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」の利用可能な令和４年調査までのデータを用いて、金銭的理由により不足している割合を第１・十分位と第３・五分位とで比較することにより確認を行った。

○　第１・十分位と第３・五分位の不足割合の差が、令和元年から４年にかけて拡大している項目が複数あるが、統計的に有意（５%水準）に差が拡大している項目は確認できなかった。サンプル数は、令和４年調査の第１・十分位で61世帯と少ないことに留意が必要。

社会的必需項目	第１・十分位の不足割合　（%）（金銭的な理由による）				第３・五分位の不足割合（%）（金銭的な理由による）				第１・十分位と第３・五分位の差（%pt）				「第１・十分位と第３・五分位の差」の前回調査との差（%pt） *がある項目は5%水準で有意		
	平成22年	平成28年	令和元年	令和４年	平成22年	平成28年	令和元年	令和４年	平成22年 (A)	平成28年 (B)	令和元年 (C)	令和４年 (D)	平成28年 (B)－(A)	令和元年 (C)－(B)	令和４年 (D)－(C)
自宅でのインターネット利用	12.3	2.6	2.5	3.0	4.4	0.0	0.7	0.0	7.9	2.6	1.7	3.0	▲5.3	▲0.9	1.3
	<3.7>	<1.8>	<1.9>	<2.5>	<1.9>	<0.0>	<0.8>	<0.0>	<4.2>	<1.8>	<2.0>	<2.5>	<4.6>	<2.7>	<3.2>
パソコンもしくはタブレット端末の保有	15.8	10.3	13.7	7.1	2.7	0.4	1.6	0.0	13.2	9.8	12.1	7.1	▲3.3	2.3	▲5.0
	<4.2>	<3.4>	<4.1>	<3.8>	<1.5>	<0.6>	<1.2>	<0.0>	<4.4>	<3.4>	<4.3>	<3.8>	<5.6>	<5.5>	<5.7>
新しい下着の購入頻度（１年に１回以上）	16.4	25.0	17.2	12.3	11.8	9.1	11.5	0.0	4.6	15.9	5.7	12.3	11.4	▲10.2	6.6
	<4.2>	<4.8>	<4.5>	<4.8>	<2.9>	<2.4>	<3.0>	<0.0>	<5.1>	<5.3>	<5.4>	<4.8>	<7.4>	<7.6>	<7.2>
食事の頻度（１日２回以上）		3.4	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0		3.4	0.0	0.0		▲3.4	0.0
		<2.0>	<0.0>	<0.0>		<0.0>	<0.0>	<0.0>		<2.0>	<0.0>	<0.0>		<2.0>	<0.0>
野菜の摂取の頻度（１日１回以上）		0.8	2.5	2.6		0.0	0.0	0.0		0.8	2.5	2.6		1.7	0.1
		<1.0>	<1.9>	<2.3>		<0.0>	<0.0>	<0.0>		<1.0>	<1.9>	<2.3>		<2.1>	<3.0>
肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度（2日に１回以上）		0.9	1.6	1.1		0.0	0.0	0.0		0.9	1.6	1.1		0.7	▲0.5
		<1.0>	<1.5>	<1.5>		<0.0>	<0.0>	<0.0>		<1.0>	<1.5>	<1.5>		<1.8>	<2.2>
必要な時に医者にかかれること	0.8	2.8	1.8	10.9	1.0	1.0	0.0	0.8	▲0.2	1.9	1.8	10.2	2.1	▲0.1	8.4
	<1.0>	<1.8>	<1.6>	<4.6>	<0.9>	<0.8>	<0.0>	<0.9>	<1.3>	<2.0>	<1.6>	<4.6>	<2.4>	<2.6>	<4.9>
必要な時に歯医者にかかれること	6.9	10.4	5.1	5.5	1.3	2.2	0.0	1.4	5.5	8.1	5.1	4.1	2.6	▲3.1	▲1.0
	<2.8>	<3.4>	<2.6>	<3.3>	<1.0>	<1.2>	<0.0>	<1.2>	<3.0>	<3.6>	<2.6>	<3.5>	<4.7>	<4.4>	<4.4>
急な出費への対応		44.6	34.2	41.9		17.4	17.8	9.7		27.2	16.3	32.2		▲10.9	15.8
		<5.5>	<5.7>	<7.2>		<3.2>	<3.6>	<2.9>		<6.3>	<6.7>	<7.8>		<9.2>	<10.3>
月々または定期的な貯蓄		45.4	31.6	53.6		10.4	14.2	35.6		35.0	17.4	18.1		▲17.6*	0.7
		<5.5>	<5.6>	<7.3>		<2.6>	<3.3>	<4.7>		<6.1>	<6.4>	<8.7>		<8.9>	<10.8>
生命保険等への加入（死亡・障害・病気など）	17.6	20.0	5.9	15.1	4.3	3.8	0.9	2.9	13.3	16.2	5.1	12.2	2.9	▲11.1*	7.1
	<4.3>	<4.4>	<2.8>	<5.2>	<1.8>	<1.6>	<0.9>	<1.7>	<4.7>	<4.7>	<3.0>	<5.5>	<6.6>	<5.5>	<6.2>
親族や友人への連絡や会うことができる				6.5				4.7				1.8			
				<3.6>				<2.1>				<4.2>			
ルームエアコンの保有	3.5	3.6	4.0	3.8	3.3	1.8	1.5	0.0	0.2	1.7	2.5	3.8	1.5	0.8	1.3
	<2.1>	<2.1>	<2.3>	<2.8>	<1.6>	<1.1>	<1.1>	<0.0>	<2.7>	<2.4>	<2.6>	<2.8>	<3.6>	<3.5>	<3.8>

※１　社会的必需項目2023年「大人の必需品調査」により必要であると回答した割合が50%以上かつ、所得と生活意識の双方で有意な関係があった13項目。
※２　家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の特別集計による。拡大乗数を加味して集計した。<>の数値は各集計値に係る標準誤差である。
※３　夫婦子１人の３人世帯であって、親の年齢が 65 歳未満、子の年齢が 18 歳以下（18 歳は高校生に限る） である世帯のうち、世帯主が雇用者である世帯（会社、団体の役員を除く）について、総所得階級第１・ 十分位及び第３・五分位に属する世帯に係る集計。
※４　「下着の購入」及び「急な出費への対応」以外の各項目については、金銭的に余裕がないためにできない・保有していないと回答した者の割合。
※５　「下着の購入」については、令和4年は「生活費が足りなくて買えないことが何度もあった」と回答した割合。

年収階級第１・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標

年収階級第１・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標（社会的必需項目の不足割合）

○　２～５人世帯（勤労者世帯）（令和４年調査のサンプル数は、第１・十分位で527世帯）における社会的必需項目の不足状況について、金銭的理由により不足している割合を所得階級第３・五分位と第１・十分位で比較することにより確認を行った。

○　第１・十分位と第３・五分位の不足割合の差が、令和元年から４年にかけて拡大している項目が複数あるが、統計的に有意（５%水準）に差が拡大している項目は確認できなかった。

社会的必需項目	第１・十分位の不足割合　（%）（金銭的な理由による）				第３・五分位の不足割合（%）（金銭的な理由による）				第１・十分位と第３・五分位の差（%pt）				「第１・十分位と第３・五分位の差」の前回調査との差（%pt） *がある項目は5%水準で有意		
	平成22年	平成28年	令和元年	令和４年	平成22年	平成28年	令和元年	令和４年	平成22年 (A)	平成28年 (B)	令和元年 (C)	令和４年 (D)	平成28年 (B)－(A)	令和元年 (C)－(B)	令和４年 (D)－(C)
自宅でのインターネット利用	17.6	5.8	4.6	3.5	4.8	2.3	1.2	0.1	12.8	3.5	3.4	3.5	▲9.4*	▲0.1	0.1
	〈1.6〉	〈0.9〉	〈0.9〉	〈0.9〉	〈0.7〉	〈0.4〉	〈0.3〉	〈0.1〉	〈1.7〉	〈1.0〉	〈0.9〉	〈0.9〉	〈2.0〉	〈1.4〉	〈1.3〉
パソコンもしくはタブレット端末の保有	14.8	12.0	10.5	6.9	3.5	2.7	1.5	1.4	11.4	9.3	9.0	5.6	▲2.0	▲0.4	▲3.4
	〈1.5〉	〈1.3〉	〈1.3〉	〈1.2〉	〈0.6〉	〈0.5〉	〈0.4〉	〈0.4〉	〈1.6〉	〈1.4〉	〈1.3〉	〈1.3〉	〈2.1〉	〈1.9〉	〈1.9〉
新しい下着の購入頻度（１年に１回以上）	10.7	11.3	11.3	7.4	6.2	5.7	5.2	1.0	4.5	5.6	6.1	6.4	1.2	0.5	0.3
	〈1.3〉	〈1.3〉	〈1.3〉	〈1.3〉	〈0.8〉	〈0.7〉	〈0.7〉	〈0.3〉	〈1.5〉	〈1.5〉	〈1.5〉	〈1.3〉	〈2.1〉	〈2.1〉	〈2.0〉
食事の頻度（１日２回以上）		0.4	1.0	2.2		0.1	0.2	0.1		0.3	0.8	2.2		0.5	1.4
		〈0.3〉	〈0.4〉	〈0.7〉		〈0.1〉	〈0.1〉	〈0.1〉		〈0.3〉	〈0.4〉	〈0.7〉		〈0.5〉	〈0.8〉
野菜の摂取の頻度（１日１回以上）		1.2	0.9	3.0		0.5	0.5	0.3		0.7	0.4	2.7		▲0.3	2.3
		〈0.4〉	〈0.4〉	〈0.8〉		〈0.2〉	〈0.2〉	〈0.2〉		〈0.5〉	〈0.4〉	〈0.9〉		〈0.7〉	〈1.0〉
肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度（2日に１回以上）		1.7	1.9	3.5		0.2	0.5	0.3		1.5	1.4	3.2		▲0.1	1.7
		〈0.5〉	〈0.6〉	〈0.9〉		〈0.1〉	〈0.2〉	〈0.2〉		〈0.5〉	〈0.6〉	〈0.9〉		〈0.8〉	〈1.1〉
必要な時に医者にかかれること	3.7	2.4	1.5	6.0	0.6	0.7	0.3	1.7	3.1	1.7	1.2	4.3	▲1.5	▲0.5	3.2
	〈0.8〉	〈0.6〉	〈0.5〉	〈1.2〉	〈0.2〉	〈0.2〉	〈0.2〉	〈0.4〉	〈0.8〉	〈0.7〉	〈0.5〉	〈1.2〉	〈1.1〉	〈0.8〉	〈1.3〉
必要な時に歯医者にかかれること	9.8	6.2	5.0	7.9	2.2	1.9	0.5	2.0	7.7	4.3	4.5	5.8	▲3.3*	0.2	1.3
	〈1.2〉	〈1.0〉	〈0.9〉	〈1.3〉	〈0.5〉	〈0.4〉	〈0.2〉	〈0.5〉	〈1.3〉	〈1.1〉	〈0.9〉	〈1.4〉	〈1.7〉	〈1.4〉	〈1.7〉
急な出費への対応		49.9	39.1	35.9		23.5	17.2	14.5		26.4	22.0	21.4		▲4.4	▲0.6
		〈2.0〉	〈2.0〉	〈2.3〉		〈1.3〉	〈1.2〉	〈1.2〉		〈2.4〉	〈2.3〉	〈2.6〉		〈3.3〉	〈3.5〉
月々または定期的な貯蓄		47.9	42.7	66.7		21.9	21.4	47.7		25.9	21.3	19.0		▲4.6	▲2.3
		〈2.0〉	〈2.0〉	〈2.3〉		〈1.2〉	〈1.3〉	〈1.7〉		〈2.4〉	〈2.4〉	〈2.9〉		〈3.4〉	〈3.7〉
生命保険等への加入（死亡・障害・病気など）	18.6	17.3	13.4	13.1	4.1	3.4	1.8	2.8	14.5	13.9	11.7	10.2	▲0.6	▲2.2	▲1.5
	〈1.6〉	〈1.5〉	〈1.4〉	〈1.6〉	〈0.6〉	〈0.5〉	〈0.4〉	〈0.6〉	〈1.7〉	〈1.6〉	〈1.5〉	〈1.7〉	〈2.4〉	〈2.2〉	〈2.3〉
親族や友人への連絡や会うことができる				4.1				1.2				2.9			
				〈1.0〉				〈0.4〉				〈1.0〉			
ルームエアコンの保有	7.2	4.1	4.3	3.5	1.9	1.4	1.4	0.5	5.3	2.8	3.0	3.0	▲2.6	0.2	0.0
	〈1.1〉	〈0.8〉	〈0.8〉	〈0.9〉	〈0.4〉	〈0.3〉	〈0.4〉	〈0.2〉	〈1.2〉	〈0.9〉	〈0.9〉	〈0.9〉	〈1.5〉	〈1.3〉	〈1.3〉

※１　社会的必需項目2023年「大人の必需品調査」により必要であると回答した割合が50%以上かつ、所得と生活意識の双方で有意な関係があった13項目。
※２　家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の特別集計による。拡大乗数を加味して集計した。 <> の数値は各集計値に係る標準誤差である。
※３　２～5人世帯（勤労者世帯）について、世帯人員ごとに総所得十分位階級を設定し、第１・ 十分位及び第３・五分位に属する世帯に係る集計。
※４　「下着の購入」及び「急な出費への対応」以外の各項目については、金銭的に余裕がないためにできない・保有していないと回答した者の割合。
※５　「下着の購入」については、令和4年は「生活費が足りなくて買えないことが何度もあった」と回答した割合。

年収階級第１・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標

年収階級第１・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標（耐久消費財の保有状況①）

○　夫婦子１人世帯における耐久消費財の保有状況について、保有率を所得階級第１・十分位と第３・五分位で比較することにより確認を行った。

○　冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ、洗濯機、テレビなどの必需的な耐久消費財については、第１・十分位においても100%に近い保有率となっている。一方で、パソコンもしくはタブレット端末や自動車など一部の項目で第１・十分位の保有率は第３・五分位よりも低くなっている。

保有率	所得階級第１・十分位　(%)				所得階級第３・五分位（%）				第１・十分位と第３・五分位の差　(%pt)			
	2010年	2016年	2019年	2022年	2010年	2016年	2019年	2022年	2010年	2016年	2019年	2022年
冷蔵庫	99.2			100.0	99.1			100.0	0.1			0.0
炊飯器	93.3	97.6	97.9	98.7	94.1	98.1	98.2	98.1	▲0.8	▲0.5	▲0.3	0.6
電子レンジ	97.3	99.3	99.1	100.0	98.5	98.7	97.7	100.0	▲1.2	0.6	1.4	0.0
洗濯機	99.2			100.0	99.1			100.0	0.1			0.0
電気掃除機	98.3	96.9	97.4	98.9	99.1	100.0	99.5	98.3	▲0.8	▲3.1	▲2.2	0.6
給湯器	74.7	83.3	89.4	97.2	82.7	94.8	91.3	94.3	▲8.0	▲11.5	▲1.9	2.9
ルームエアコン	92.9	86.7	85.8	94.9	93.5	97.1	95.2	97.4	▲0.5	▲10.3	▲9.4	▲2.5
扇風機・冷風機				90.9				93.4				▲2.6
暖房器具（ルームエアコンを除く）		89.7	87.2	73.2		92.8	86.6	86.5		▲3.0	0.6	▲13.3
テレビ	99.2			95.6	97.8			99.4	1.4			▲3.8
パソコンもしくはタブレット端末	75.3	77.2	75.3	88.7	93.1	93.2	85.0	95.5	▲17.8	▲16.0	▲9.7	▲6.8
スマートフォン・携帯電話	95.7	100.0	97.5	100.0	98.7	100.0	100.0	100.0	▲3.0	0.0	▲2.5	0.0
家族全員が座れる食卓		78.2	91.1	91.5		96.1	94.9	94.2		▲17.9	▲3.8	▲2.7
自動車	89.5	83.1	92.0	79.0	89.8	95.3	93.6	92.5	▲0.3	▲12.2	▲1.6	▲13.5

※１　家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の特別集計による。拡大乗数を加味して集計した。
※２　夫婦子１人の３人世帯であって、親の年齢が 65 歳未満、子の年齢が 18 歳以下（18 歳は高校生に限る） である世帯のうち、世帯主が雇用者である世帯（会社、団体の役員を除く）について、総所得階級第１・ 十分位及び第３・五分位に属する世帯に係る集計。
※３　2022年調査では、スマートフォンと携帯電話それぞれの保有について把握しているが、スマートフォンと携帯電話のいずれかを保有している割合を集計した。

年収階級第１・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標

年収階級第１・十分位が比較対象として適当かどうか確認する指標（耐久消費財の保有状況②）

○　夫婦子１人世帯における耐久消費財の保有状況について、金銭的理由により不足している割合を所得階級第１・十分位と第３・五分位で比較することにより確認を行った。

○　第１・十分位における金銭的な余裕がないため耐久消費財を保有していない割合は、パソコンもしくはタブレット端末や自動車など一部の項目で、第３・五分位よりも高くなっている。

保有していない割合（金銭的に余裕がないため）	所得階級第１・十分位　（%）				所得階級第３・五分位（%）				第１・十分位と第３・五分位の差　（%pt）			
	2010年	2016年	2019年	2022年	2010年	2016年	2019年	2022年	2010年	2016年	2019年	2022年
冷蔵庫	0.0			0.0	0.9			0.0	▲0.9			0.0
炊飯器	5.1	0.0	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0	0.0
電子レンジ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	▲0.4	0.0	0.0	0.0
洗濯機	0.0			0.0	0.9			0.0	▲0.9			0.0
電気掃除機	0.0	0.9	1.8	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	▲0.4	0.9	1.8	0.0
給湯器	6.1	0.7	2.3	0.0	0.4	0.4	0.0	0.0	5.6	0.3	2.3	0.0
ルームエアコン	3.5	3.6	4.0	3.8	3.3	1.8	1.5	0.0	0.2	1.7	2.5	3.8
扇風機・冷風機				1.4				0.0				1.4
暖房器具（ルームエアコンを除く）		4.0	1.0	9.5		0.0	2.9	0.7		4.0	▲1.9	8.8
テレビ	0.0			2.7	0.9			0.0	▲0.9			2.7
パソコンもしくはタブレット端末	15.8	10.3	13.7	7.1	2.7	0.4	1.6	0.0	13.2	9.8	12.1	7.1
スマートフォン･携帯電話	2.6	0.0	1.6	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	2.2	0.0	1.6	0.0
家族全員が座れる食卓		7.3	2.5	2.8		0.4	0.0	0.8		6.9	2.5	2.0
自動車	7.9	10.8	0.0	15.6	8.2	3.0	0.5	0.9	▲0.4	7.8	▲0.5	14.7

※１　家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の特別集計による。拡大乗数を加味して集計した。
※２　夫婦子１人の３人世帯であって、親の年齢が 65 歳未満、子の年齢が 18 歳以下（18 歳は高校生に限る） である世帯のうち、世帯主が雇用者である世帯（会社、団体の役員を除く）について、総所得階級第１・ 十分位及び第３・五分位に属する世帯に係る集計。
※３　2022年調査では、スマートフォンと携帯電話それぞれの保有について把握しているが、スマートフォンと携帯電話のいずれも金銭的理由で保有していない割合を集計した。

生活扶助基準額と一般低所得世帯の消費水準の比較

生活扶助基準額と一般低所得世帯（夫婦子１人世帯 年収階級第１・十分位）の消費水準の比較

○　夫婦子１人世帯、年収階級第１十分位の生活扶助相当支出は161,998円となり、令和６年時点の生活扶助基準額（特例加算1,000円を含む）と比較すると17,709円（12.3%）の上昇（現行の生活扶助基準額（特例加算2,500円を含む）との対比では13,317円（9.0%）の上昇）が確認された。

○　また、生活扶助相当支出の中位所得層（年収階級第３・五分位）対比では71.9%となっており、前回検証時（71.1%）と比べて上昇している。

《夫婦子１人世帯 年収階級第１・十分位の消費水準》

	令和６年10月時点	令和８年10月時点	（参考）令和元年調査の生活扶助相当支出
①生活扶助基準額（円／月）	144,289	148,681	140,514
②生活扶助相当支出（円／月）	161,998		161,998
［標準誤差］	［5285］		［5285］
年収階級第３・五分位	225,246		225,246
年収階級第３・五分位対比	71.9%		71.9%
乖離率 ②／①	1.123	1.090	1.153
差額 ②－①	17,709	13,317	21,484

（注）様々な世帯類型の消費実態については、上記の結果だけではなく、級地、世帯人員数及び世帯員の年齢階級ごとの消費実態の較差の分析結果を踏まえて見る必要がある。

※１　総務省「令和６年全国家計構造調査」による特別集計。
※２　夫婦子１人世帯は、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下（18歳は高校生に限る）である勤労者世帯（243世帯）のうち、生活保護を受給していると推察される世帯（４世帯）を除いたもの。
※３　生活扶助基準額について、令和６年10月時点は特例加算1,000円を含み、令和８年10月時点は特例加算2,500円を含む基準額により算定。いずれの基準額も児童養育加算等の各種加算は含まない。
※４　生活扶助相当支出の対数について、平均＋３σ（σ：標準偏差）を超えるサンプルは観測されなかった。
※５　令和４年検証で参照した集団では、収入階級第３・五分位対比での生活扶助相当支出の水準は71.1%であり、平均＋３σを超えるサンプルは観測されなかった。

参考指標（物価・賃金の推移、最低賃金、公的年金等の改定状況）

（参考１）物価・賃金の推移　物価　R元年→R6年：+8.5%　R６年→R7年：+3.2%　R元年→R７年：+12.0%
賃金　R元年→R6年：+7.9%　R６年→R7年：+2.3%　R元年→R７年：+10.4%

	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
消費者物価指数（総合）	100.0	100.0	99.8	102.4	105.6	108.5	112.0
賃金（全労働者）　※	100.0	98.8	99.1	101.1	102.3	107.9	110.4

※令和元年を100とした場合の指数。
※毎月勤労統計調査による現金給与総額　調査産業計　事業所規模５人以上の賃金指数

（参考２）最低賃金　R元年度→R6年度：+17.1%　R６年度→R８年度：+11.6%　R元年度→R８年度：+30.6%

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
引上げ率	+3.1%	+0.1%	+3.1%	+3.3%	+4.5%	+5.1%	+6.3%	+5.0%
全国加重平均額	901円	902円	930円	961円	1,004円	1,055円	1,121円	1,177円

※最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考にしながら審議を行い決定。

（参考３）公的年金の改定率　R元年度→R6年度：+4.3%　R６年度→R８年度：+3.8%　R元年度→R８年度：+8.3%

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
改定率	+0.1%	+0.2%	▲0.1%	▲0.4%	+1.9% （68歳以上）	+2.7%	+1.9%	+1.9% 【厚年2.0%】

※物価及び賃金の変動に応じて毎年度改定している。また、長期的な財政の安定性を保つため、マクロ経済スライドにより給付水準を調整している。
※公的年金制度は、社会保険の制度の下、現役時代における保険料の納付実績に応じた年金額を、個人の所得や資産の状況にかかわらず給付する仕組み。
一方、生活保護制度は、年金による所得を含め利用し得る所得、資産等を活用してもなお最低限度の生活を維持することができないときに、不足分に限って保護を行うものであり、これらの単純な比較は適当ではない。

（参考４）年金生活者支援給付金及び各種手当等改定率　R元年度→R6年度：+6.1%　R６年度→R８年度：+6.0%　R元年度→R８年度　+12.4%

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
改定率	-	0.5%	0.0%	▲0.2%	2.5%	3.2%	2.7%	3.2%

※前年の物価変動に応じて改定。
※代表例として老齢年金生活者支援給付金をお示ししているが、このほか、同様に物価スライドで改定している給付として、特別障害者手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等、被爆者援護関係給付等がある。

世帯構成別の低所得世帯における消費水準の中位所得対比

世帯構成別の低所得世帯における消費水準の中位所得対比

○　モデル世帯における生活扶助相当支出を中位所得層との比較でみると、その水準は概ね６～７割程度となっている。展開後の消費水準（※）においても各世帯類型の中位所得対比に大きな変化はみられず、前回の検証結果との比較では総じて改善している状況がうかがえる。また、変動係数をみると、高齢単身世帯（65歳以上）では相対的にばらつきが大きい一方、夫婦子１人世帯や75歳以上単身世帯では比較的小さい傾向がみられる。

※　「展開後の消費水準」は、今回の水準検証で得られた夫婦子１人世帯の生活扶助相当支出を基軸として、体系検証で得られた消費較差指数に基づいて年齢別、級地別、世帯人員別に展開した「生活扶助基準額に相当する額」。一定の仮定の下で機械的に算出したものであり、実際の生活扶助基準額ではない点に留意が必要。

《低所得世帯における生活扶助相当支出の中位所得対比》

		中位所得対比	展開後の中位所得対比	変動係数
夫婦子１人世帯	年収階級	72%	70%	37.7%
高齢夫婦（65歳以上）	貯蓄加味年収階級	62%	65%	48.8%
	年収階級	63%	64%	47.3%
高齢単身世帯（65歳以上）	貯蓄加味年収階級	58%	64%	78.7%
	年収階級	63%	64%	71.6%
高齢夫婦（75歳以上）	貯蓄加味年収階級	61%	61%	55.6%
	年収階級	68%	64%	51.6%
高齢単身世帯（75歳以上）	貯蓄加味年収階級	58%	59%	39.2%
	年収階級	56%	58%	39.3%
単身世帯（65歳未満 勤労者）	年収階級	82%	67%	62.1%

（参考）前回の検証結果

中位所得対比	展開後の中位所得対比
71%	71%
62%	61%
64%	60%
60%	60%
63%	62%
60%	56%
65%	58%
65%	54%
65%	55%
71%	65%

※1 モデル世帯における低所得世帯の消費水準は、令和6年全国家計構造調査の特別集計により、各世帯構成における年収階級第1・十分位の生活扶助相当支出額を元に算定。

※2 中位所得対比は、令和6年全国家計構造調査の特別集計により、各世帯構成における年収階級第3・五分位の生活扶助相当支出額に対する比率を表す。

※3 貯蓄加味年収階級については、貯蓄を考慮した年間収入(年間収入＋(資産－負債)／平均余命)により設定。

（各世帯類型の展開後の消費水準の算出の前提とするモデル世帯）
- 夫婦子１人世帯（勤労者）：２級地－１ 30～39歳夫婦 子3～5歳
- 高齢夫婦世帯（65歳以上）：２級地－１ 65～74歳夫婦
- 高齢単身世帯（65歳以上）：２級地－１ 65～74歳
- 夫婦子１人世帯（勤労者）：２級地－１ 18～64歳

水準検証の算出結果に関する論点

水準検証の算出結果に関する論点

＜確認事項＞

○　生活扶助基準の水準の検証に当たって、参照する夫婦子１人世帯の年収階級第１・十分位の状況について確認したところ、令和４年検証時に参照した集団と比較して、

・消費支出額が減少する一方で、生活扶助相当支出額は15.3%増加するとともに、その中位所得層対比は71.1%から71.9%に上昇、

・固定的経費割合（生活扶助相当支出を用いて算出）は、56.6%から54.4%に低下、

・年間可処分所得は18.1%増加し、夫婦子１人世帯の中央値対比でも51.3%から53.1%に上昇

となっており、複数の指標において改善がみられる。

こうした状況を踏まえ、第１十分位を比較対象とすることの妥当性についてどのように考えるか。

○　上記のとおり対象世帯の状況に改善がうかがえる中で、夫婦子１人世帯における生活扶助相当支出額は161,998円となり、令和６年時点の生活扶助基準額（特例加算1,000円を含む）144,289円を17,709円（12.3%）上回っている。（現行の生活扶助基準額（特例加算2,500円を含む）の148,681円と比較すると、13,317円（9.0%）上回っている。）

また、世帯構成別に中位所得層対比をみると、展開後の消費水準を含めて、いずれも６割～７割程度の水準となっており、令和４年検証の結果と比べ総じて改善している。

生活扶助基準の改定に当たって、今回の検証結果をどのように考慮することが考えられるか。

○　そのほか、今回の水準検証の結果に関して、留意すべき点はないか。